

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が定める下記の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に指定を受けた保険医療機関です。

1. 施設基準について

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制等の基準を定めることにより、病院において、安全面やサービス面等を評価したものです。

① 基本診療料の届出

- 精神科救急急性期医療入院料
- 精神療養病棟入院料
- 精神科救急医療体制加算 2
- 精神科急性期医師配置加算 1
- 看護配置加算
- 看護補助加算 1
- 重症者加算 1
- 看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料 告示注 5）
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- 精神科応急入院施設管理加算
- データ提出加算 1・3
- 診療録管理体制加算 3
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 22

② 特掲診療料の届出

- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 精神科作業療法
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 医療保護入院等診療料
- 療養生活継続支援加算

③ 入院時食事療養・入院時生活療養等の届出

- 入院時食事療養（Ⅰ）
- 食堂加算

④ その他の届出

- 酸素購入価格の届出
- 特別療養環境室

2. 入院の食事療養に関する事項

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しております。

3. 当院においては、患者様負担による付き添い看護は行っておりません。

令和 7 年 1 月 1 日

医療法人社団直樹会 磯ヶ谷病院